

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：函館市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.9%
全職員	68.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	97.7%
本庁課長相当職	97.3%
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	98.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.0%
31～35年	96.3%
26～30年	96.8%
21～25年	95.9%
16～20年	93.0%
11～15年	83.1%
6～10年	91.4%
1～5年	95.2%

【説明欄】

- ・ 2(1)本庁課長補佐相当職については該当する職員が存在しない。
- ・ 「任期の定めのない常勤職員」のうち、31.0%が女性である一方で、相対的に給与水準が低い「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち、72.0%が女性であることから、「全職員」で比較した場合、それぞれで比較した場合と比べ、差異が大きくなっている。
- ・ 勤続年数11年～15年においては、給与水準が高い医師について、男性の人数割合が100%となっていることが、差異の要因の一つとなっている。
- ・ 総じて、扶養手当が、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の総額に占める男性の割合は92.0%であることが、差異の要因の一つとなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。